

法人タクシー事業の申請に対する処理方針等の一部改正等について

1. 背景

令和 4 年 4 月、道路交通法の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 32 号。以下「改正道交法」という。）が成立し、運転者が不在の状態での自動運転（以下「特定自動運行」という。）を行うことが可能となった。

改正道交法の成立を受けて、国土交通省では、自動運転車を用いて事業を行うことを可能とするために講ずべき事項等について検討を進め、令和 5 年 3 月に道路運送法施行規則等の一部を改正する省令（令和 5 年国土交通省令第 31 号。以下「自動運転省令」という。）を公布し、自動運転車を用いて事業を行う場合に講ずるべき輸送の安全確保に関する措置を規定した。

また令和 6 年 10 月に設定された、交通政策審議会陸上交通分科会自動車部会自動運転ワーキンググループにおいて、旅客自動車運送事業者が道路運送法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 75 号）第 6 条第 1 項第 9 号に規定する特定自動運行旅客運送を行う場合であって、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 35 条第 1 項に基づく管理の受委託を行う場合における要件について議論されてきたところ。

上記を踏まえ、法人タクシー事業の申請に対する処理方針（平成 13 年 8 月 29 日付け国自旅第 72 号。）等[※]について所要の改正を行うとともに、特定自動運行旅客運送の場合における管理の受委託に係る通達を新規に制定する必要がある。

※改正対象となる通達は以下のとおり。

- ・一般乗合旅客自動車運送事業の申請に対する処理方針（平成 13 年 8 月 29 日付け国自旅第 71 号。以下「乗合許可基準」という。）
- ・「一般乗合旅客自動車運送事業の申請に対する処理方針」の細部取扱について（平成 13 年 9 月 27 日付け国自旅第 93 号。以下「乗合細部取扱」という。）
- ・一般乗合旅客自動車運送事業の事業計画（事業用自動車の数）の変更の事前届出について（平成 13 年 12 月 26 日付け国自旅第 130 号。以下「乗合事前届出」という。）
- ・一般乗合旅客自動車運送事業の運行計画の届出等の処理要領（平成 13 年 9 月 27 日付け国自旅第 90 号。以下「乗合届出処理要領」という。）
- ・一般貸切旅客自動車運送事業者及び一般乗用旅客自動車運送事業者による乗合旅客の運送の許可の取扱いについて（平成 18 年 9 月 15 日付け国自旅第 140 号。以下「21 条許可基準」という。）
- ・一般貸切旅客自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可申請の処理について

(平成 11 年 12 月 13 日付け自旅第 128 号・自環第 241 号。以下「貸切許可基準」という。)

- ・「一般貸切旅客自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可申請の処理について」の細部取扱について(平成 14 年 1 月 31 日付け国自旅第 163 号。以下「貸切細部取扱」という。)
- ・一般貸切旅客自動車運送事業の事業計画(事業用自動車の数)変更の事前届出について(平成 11 年 12 月 13 日自旅第 130 号・自環第 242 号。以下「貸切事前届出」という。)
- ・特定旅客自動車運送事業の申請に対する処分及び標準処理期間の処理方針について(平成 14 年 1 月 31 日付け国自旅第 165 号の 2。以下「特定許可基準」という。)
- ・法人タクシー事業の申請に対する処理方針(平成 13 年 8 月 29 日付け国自旅第 72 号。以下「乗用許可基準」という。)
- ・「法人タクシー事業の申請に対する処理方針」の細部取扱いについて(平成 13 年 9 月 27 日付け国自旅第 89 号。以下「乗用細部取扱」という。)
- ・一般乗用旅客自動車運送事業(1 人 1 車制個人タクシー事業を除く。)の事業計画(事業用自動車の数)変更の事前届出について(平成 14 年 1 月 18 日国自旅第 153 号。以下「乗用事前届出」という。)
- ・旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について(平成 14 年 1 月 30 日付け国自総第 446 号・国自旅 161 号・国自整 149 号)

2. 概要

(1) 特定自動運行保安員の位置づけ(乗合許可基準、貸切許可基準、乗用許可基準、乗合細部取扱、貸切細部取扱、乗用細部取扱、乗合事前届出、貸切事前届出、乗用事前届出、乗合届出処理要領、21 条許可基準関係)

自動運転省令により、特定自動運行旅客運送を行う場合において運行の安全の確保に関する業務を行う者として、特定自動運行保安員の選任義務等が規定されたことを踏まえ、所要の改正を行う。

(2) 特定自動運行旅客運送における管理の受委託の明確化

道路運送法第 35 条第 1 項に基づき、旅客自動車運送事業者が管理の受委託を行う場合における要件について、以下のとおり明確化を行う。

(i) 受託者の主な要件

- ・道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)第 75 条の 16 第 1 項に規定する特定自動運行実施者等(同法第 75 条の 12 第 2 項第 2 号に規定する特定自動運行計画に記載のある者への委託も含む)であって、特定自動運行の管理に関し、運送事業者と同等の安全性及び実施体制を有していること。

(ii) 受委託に係る主な要件

- ・受託者及び委託者は、特定自動運行計画、運用マニュアル等について、事前に

協議の上で定めること。

- ・委託者は、受託者にて運送事業者の従事者が行うべき業務を行う者に対して、遵守すべき事項等の助言を行うこと。
- ・受託者は、委託を受けた業務の実施状況について、委託者に毎日報告を行うこと。
- ・特定自動運行保安員に求める業務を行う者は、委託者から点呼を受けること。
- ・受託者は、事故や故障等により運行を中断したときは、警察や消防への通報と並行して、委託者に連絡を行い、旅客の運送の継続について協議の上、対応を決定すること。
- ・受託者は、安全上緊急に対処する必要のある事項等について、委託者から指示があった際にはその指示に従うこと。
- ・受託者は、委託者との間で特定自動運行計画や運用マニュアルで具体的な判断及び対応を事前に取り決められた業務であって委託者による追加的な判断を必要としない定型業務を除き、特定自動運行事業用自動車の運行の業務に係る判断及び対応を行わないこと。
- ・特定自動運行計画、管理の受委託契約書、運用マニュアル等に取り決めがない事象が生じた場合においては、協議の上、対応を決定すること。

(iii) 法令違反時の行政処分

- ・運送事業者に対する車両の使用中止、事業許可の停止・取消し
- ・管理の受委託の許可の停止・取消し

(iv) 受委託事業に係る契約上の責任

- ・旅客に対する契約上の責任は委託者が負担すること。
- ・委託者が受託者の責任によって生じた損害について受託者に求償することを妨げないこと。
- ・交通事故が発生した場合の被害者等に対する不法行為による損害賠償責任を委託者と受託者が負う場合にあつては、受託者が委託者と連帯して責任を負う旨を管理の受委託契約で規定するものであること。

(3) その他所要の改正

3. 今後のスケジュール（予定）

公 布：令和7年3月

施 行：公布の日